

令和7年度
長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診
受診券交付申請書

令和 7 年 月 日

(宛先)長野市長
下記のとおり申請します。

1 確認事項 ※以下、該当する□にチェックを入れてください。

確認項目	交付対象	交付対象外
(1) 令和7年4月1日以降、(他の健康保険制度や他市町村の国保に加入していた時期も含めて) 特定健診等を受診していない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(2) 令和7年4月1日以降、人間ドックの補助を長野市から受けていない(誕生日が平成3年(1991年)3月31日以前の方)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(3) 令和8年3月31日まで、長野市の補助による人間ドックを受診する予定はない(誕生日が平成3年(1991年)3月31日以前の方)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(4) 受診日時点で後期高齢者医療制度以外の保険に加入する、あるいは、転出する予定はない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
(5) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(サービス付高齢者向け住宅を除く)、軽費老人ホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設などに入所していない	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※ 年度内に長野市の補助制度による人間ドックや特定健診・後期高齢者健診を重複して受診した場合は、後で受診した方の市負担額を返納していただきます。

2 申請者(受診券発行対象者)

郵便番号 **380-8512**住所 **長野市 大字鶴賀緑町1613番地**氏名 **長野 国保**生年月日 昭和 平成 **39年 10月 10日 (60歳)**電話番号又は携帯電話番号 **- 226 - 4911**3 保険証の種類及び番号 **長野市国民健康保険 長 - 012345** (数字6桁)
(いずれかに必ず記入)**後期高齢者医療 39202015** (数字8桁)4 交付申請の事由 (1) 4月16日以降の加入届出
 (2) 紛失・汚損
 (3) その他

例: 4/20 (資格取得日が4月1日の場合)

受付担当者 使用欄

※未来日に国保資格取得日がある場合、アコーダーは送付せず、受付担当者使用欄の資格チェック欄の余白に資格取得日を記入する。

資格チェック(資格照会画面等で確認) <input checked="" type="checkbox"/> 国保加入者で今年度30歳~75歳 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度加入者	受付支所 浅 柳
宛名番号(8桁) (詳細画面等で確認) 0000002	支所受付 通し番号 7 - 1
	受付担当者名 大 朝

長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診 受診券交付申請について

健診実施期間 令和7年6月2日（月）から10月15日（水）まで

長野市国民健康保険特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の対象者

①長野市国民健康保険の加入者で、年度内に30歳以上の誕生日を迎える人

②後期高齢者医療制度の加入者で、長野市内に住所を有する人

※パート等の勤務先において、職場での定期健診を受診する人は、特定健診を受診する必要はありません。

健診の受診方法などの詳細はこちらをご覧ください。

各種健診のご案内

長野市ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp>

※トップページが表示されたら「特定健診」で検索してください。

1 令和7年4月15日現在、上記①又は②に該当していた方に、長野市国保・高齢者医療課から5月末に長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の受診券を郵送します。

※ 令和7年4月16日以降に長野市国保に加入・離脱の届出をした内容は、郵送に反映されません。

2 4月16日以降に長野市国保若しくは後期高齢者医療制度（4月15日に長野市国保の資格があった人を除く）に加入した、また受診券を紛失等で、受診券をご希望の人は、表面の受診券交付申請書で申請してください（国保・高齢者医療課又は支所に提出、国保・高齢者医療課に郵送でも可）。後日、受診券を郵送します。

3 今年度中に就職、社会保険加入、転出などの予定のある人は、ご注意ください。

会社等に勤務することにより社会保険等に加入した場合、又は家族が加入する社会保険等の扶養家族となった場合、若しくは市外に転出した場合などは、社会保険加入や転出の翌日に長野市国保の資格を喪失します。

資格喪失後は、長野市国保特定健診は受診できません。資格喪失後に受診したことが後日判明した場合には、健診料金の全額（自己負担額を除く）を返納していただくことになります。

4 この健診を受診すると、今年度の間人ドック・脳ドック受診補助は受けられません。

長野市では、この健診と人ドック・脳ドック受診補助を二重で受けられないことになっています。人ドック・脳ドックの受診予定のある方は、いずれかを選択してください。

万一、二重補助が判明した場合には、後で受診した市負担額を返納していただきます。

《お問合せ》 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市 国保・高齢者医療課 健診担当 026-224-7241